

4/27日 投票日

市議会議員選挙

市政とくらしを結ぶあなたの一票

告示日は4月20日(日)

期日前投票

期日前投票所	投票期間	投票時間	投票できる人
市役所第四別館(1階会議室1-1)	4/21(月)~26(土) (土曜日を含まず)	8:30~20:00	市内全域の選挙人
伊台・道後・久米・小野・久谷・浮穴・垣生・味生・久枝・和気・堀江・三津浜支所・中島支所 仮庁舎(旧中島東小学校南校舎)、石井公民館、北条コミュニティセンター		8:30~18:00	
興居島支所		9:00~20:00	
フジグラン松山(遊々館5階ギャラリー)		10:00~19:00	
いよてつ高島屋(7階ふれあいギャラリー)	4/23(水)~25(金)	10:00~17:00	当該投票所がある島の選挙人
松山三越(7階期日前投票特設会場)		9:30~15:30	
松山大学(学生会館)	4/22(火)~24(木)	1日出張投票所を開設	
上怒和・元怒和・二神・睦月・野忽那の集会所、津和地多目的集会所			

※松山大学は駐車場がありません

【期日前投票のできる人】

選挙の当日、次の事由があると見込まれる人は期日前投票ができます▶仕事、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭などに従事する▶買い物、旅行、レジャー、親族以外の冠婚葬祭への参加などのため、投票区域外へ出る▶病気、けが、妊娠などのため歩行が困難▶住所移転のため他市町村に居住している

【期日前投票の方法】

入場券の裏面が宣誓書になっています。事前に記入の上、お持ちいただくと受け付けがスムーズです。入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

不在者投票

【入院中の人不在者投票できる市内の病院(50音順)】

天山・NTT西日本松山・愛媛生協・奥島・栗林・県立中央・済生会松山・佐藤実・四国がんセンター・道後温泉・東明・和ホスピタル・野本記念・平成脳神経外科・北条・松山笠置記念心臓血管・松山記念・松山協和・松山市民・松山城東・松山赤十字・松山第一・松山西・松山ベテル・松山リハビリテーション・南高井・南松山・吉田の各病院

【郵便などによる不在者投票】

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持ち、下表に該当する選挙人は、投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで不在者投票ができます。

手帳などの種類	障がいの種類	障がいの程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	内臓機能	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

※該当しても自分の名前が書けない人(代理記載制度利用者を除く)は、この制度を利用できません

【郵便などによる不在者投票(代理記載制度)】

郵便などによる不在者投票をすることができる人で下表に該当する人は、投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで代理記載人が不在者投票に関する記載をすることができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

【年齢】

投票できる人

投票所名	閉鎖時刻
久谷第四・北条第四・北条第十九投票所	16:00
中島第六~第十一投票所	17:00
由良・泊・鷺ヶ巣・門田・中島第一~第五投票所・中島第十二投票所~第十七投票所	18:00

【年齢】

選挙入場券

届け出内容	届け出日	投票所など
市内間で転居	~3/29	新しい住所の投票所
市内間で転居	3/30~	転居前の住所の投票所
市外へ転出	4/21~26	転出する日(転出予定日も含む)までは期日前投票ができます

【投票日時】

4月27日(日)7時~20時一部投票所の閉鎖時刻は左表のとおり

【投票日時】

4月27日(日)は市議会議員選挙の投票日です。有権者の意思を市政に反映させる大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

【住所要件】

平成6年4月28日以前に生まれた人
平成26年1月19日までに転入の届け出などをし、住民基本台帳に記録されている人
引き続き市内に住んでいる人
【転居・転出した人】
左表のとおり(本市の選挙人名簿に登録されている人に限る)

投票所の変更

下表の投票区の人、投票場所が変わります。間違えないようご注意ください。

投票区	新投票所	旧投票所	区域
中島第二	中島総合文化センター	中島支所	中島大浦

投票所施設の変更

下表の投票区の人、投票所施設が変わります。間違えないようご注意ください。

投票区	投票所名	変更内容
桑原第一	桑原小学校	多目的室から体育館に変更

インターネット選挙運動

ウェブサイトなどを利用した選挙運動ができますが、禁止事項など詳細は総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html をご覧ください

選挙の詳細はこちらからも

フェイスブック <https://www.facebook.com/matsuyamasenkan>

期日前投票所(市選挙管理委員会)位置図



の世帯の有権者全員分の選挙入場券を一つの封筒にまとめて世帯主宛てに郵送します。ご自分の入場券の記載内容を確認し、投票所にお持ちください。
※選挙入場券を紛失しても投票できますので、投票所の係員に申し出てください。迅速な本人確認のため、保険証や運

転免許証などをお持ちくださいますよう、ご協力ください
身体が不自由な人の介助
投票所(期日前投票所)で介助が必要な人は、係員に申し出てください。
選挙公報について
4月23日ごろから各世帯に

直接、配布します。また市役所本館、第四別館、支所、公民館、地区集会所(中島)、市ホームページなどでも選挙公報をご覧になれます。
ポスター掲示場
市内各所にポスター掲示場を設置します。破損しないようお願いします。

学生の選挙権
原則、就学地にあり(入場券が届いても、市外在住の場合は投票不可)
※詳細は市ホームページをご覧ください